渡部純三次長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	ただ今より第205回総会を開催いたします。本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第３項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、生石地区の秀野委員と東中島地区の山口委員のお二人にお願いいたします。
寺井克之会長	本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第１号～第10号の10件の議案が提出されておりますので、御審議のほどお願いいたします。 それでは、議案第１号～第３号までを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
船草康司主査	それでは、議案第１号と議案第２号を御報告いたします。 令和２年12月26日～令和３年１月25日までに専決処理した案件は４条届出が４件、５条届出が18件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から５日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第３号を御報告いたします。 １番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	議案第１号～第３号につきまして、事務局の説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第４号、「農地法第３条許可申請」について議題とします。事務局から説明をお願いします。
船草康司主査	お手元に審査基準１号～７号までを整理した農地法第３条調査票がございますので、併せて御覧ください。それでは御説明いたします。 １番、譲受人は、農地約 70 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ２番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借受け、農業経営を始めるものです。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ３番、譲受人は、農地約 84 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ４番、譲受人は、農地約 56 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ５番、譲受人の、宗友福祉会は社会福祉法人でございます。この度、障がい者福祉サービス事業の一環として耕作便利な申請地を譲り受け、花卉栽培による事業の拡大を図るものでございます。なお、本案件は、許可にあたり、不許可の例外規定が適用される案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ６番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借受け、農業経営を始めるものです。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ７番、譲受人は、農地約 50 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ８番、譲受人は、農地約 31 アールを耕作する兼業農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

	９番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借受け、農業経営を始めるものです。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 10 番、譲受人は、農地約 156 アールを耕作する農家の世帯員でございます。この度、同居の父親から申請地の贈与を受け、農業経営を継承するものございます。 11 番、譲受人は、農地約 95 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
寺井克之会長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。２番は、新規農業の案件で、所在地は久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。
平岡量二委員	それでは御説明いたします。 譲受人は、久谷地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。農業に対する意欲も充分見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	次に５番は、許可要件の例外規定が適用される案件で、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。
平岡量二委員	それでは御説明いたします。 譲受人は、久谷地区の社会福祉法人であります。今般、既存の耕作地に隣接する農地を購入し、花卉栽培を行うということで申請がありました。譲受人は社会福祉法人であり、不許可の例外規定に該当することから了承いたしましたので、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。

寺井克之会長	次に、番号６番は、新規農業の案件で、所在地が生石地区でありますので、秀野委員から説明をお願いします。
秀野隆昭委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、生石地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。農業経験はありませんが、渡し人から指導を得るとのことであり、農業に対する意欲も十分感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	次に、番号９番は、新規農業の案件で、所在地が睦野地区でありますので、山口委員から説明をお願いします。
山口晃嗣委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありました９番の案件について、申請人は堀江地区に居住し、この度、父親が所有する睦月地区の農地について使用貸借権を設定し、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。申請人は、以前から父親の農業経営に携わっており、営農に関する知識も充分にあり、今後も真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第５号、「農地法第５条許可申請」について議題とします。事務局から説明をお願いします。
船草康司主査	それでは、御説明いたします。 １番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。 ２番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 ３番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 ４番、本件受人は、建設工事業を主な業務とする法人でございます。近年、事業量の増加に伴い既存の施設では、手狭で業務に支障をきたしていたことから、この度、本社に近い本申請地を取得し、大型トラック等の業務用車両及び建築資材等の露天駐車場及び露天資材置場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は自動車専用道路の出入口からおおむね 300 メートル以内にあることから第３種農地と判断されます。 ５番、本件受人は、売電業を主な業務とする法人でございます。この度、事業拡張のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。 なお、本件は申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。 ６番、本件受人は、太陽光発電システムの施工及び販売・保守を主な業務とする

	法人でございます。この度、新規事業として太陽光発電に伴う売電事業を行うこととなり、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。 なお、本件は申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。 ７番、本件受人は、両親と同居し、農地約 39 アールを耕作する農業後継者でございます。この度、議案書記載の内容にて、農家住宅を建築したいとしております。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 ８番、本件受人は、農地約 43 アールを耕作する農業者でございます。この度、議案書記載の内容にて、農家住宅を建築したいとしております。本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内で、高性能農業機械による営農に適する農地であることから第甲種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。 なお、優良農地の転用であり、今月 26 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 ９番、10 番は併用案件ですので、一括して御説明いたします。本件受人は、農地約 110 アールを耕作する農業者でございます。この度、議案書記載の内容にて、農家住宅を建築したいとしております。本申請地の農地区分は、ＪＲ柳原駅からおおむね 500 メートル以内にあることから第２種農地と判断されます。 11 番、本件は、計画の見直しのため、本人保留でございます。 以上でございます。
寺井克之会長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。５番と６番は、所在地が久谷地区で、それぞれ 1,000 平米を超える案件ですので、久谷地区の平岡委員から、２件、続けて説明をお願いいたします。

平岡量二委員	それでは御説明いたします。 譲受人は、主に売電業を行う法人であります。今後、松山市での事業拡大の計画があり、また、経営の安定を図るべく、自社で太陽光発電施設を設置しようと申請に及んだものです。被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしくお願いいたします。 続いて、御説明いたします。 譲受人は、主に太陽光発電施設の工事を請け負う法人であります。今般、工事の受注減少にともなう事業低迷を補うべく、自社で太陽光発電施設を設置しようと申請に及んだものです。被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	議案第５号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、これらの案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 なお、８番の案件は、農地区分が甲種農地の案件のため愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第６号、「令和２年度第 11 号農用地利用集積計画」について議題とします。事務局から説明をお願いします。
片山　剛主査	それでは、御説明いたします。 本日の案件 15 件の内、使用貸借権の設定は 32 筆、賃借権の設定は１筆、所有権移転が３筆で、設定総面積は、29,037 平米です。

	その内訳は、新規が 22 筆、更新が 11 筆、売買が３筆となっています。 番号２～番号４の譲受人は、約 685 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号６の譲受人は、約 773 アールを耕作する農事組合法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号７の譲受人は、約 437 アールを耕作する農業者で、中間管理権の一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 10 と番号 11 の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定し、併せて農用地利用配分計画を作成して、農業の担い手へ農地の利用集積を図るとしています。 番号 12 の譲受人は、69 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 13 の譲受人は、約 167 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 14 の譲受人は、約 385 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 15 の譲受人は、約 782 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしていると考えます。 なお、公告日は、令和３年２月 17 日となっております。 以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします
寺 井 克 之 会 長	議案第６号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 議案第７号、「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
片山　剛主査	それでは、御説明します。 この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、農地中間管理機構から業務を受託している松山市が作成し、農地中間管理機構が決定しますが、計画を決定する前に、同法第 19 条第３項の規定に基づき、松山市農業委員会の意見を聴取するものです。今後、この配分計画案を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、愛媛県がこれを認可し、公告することが予定されています。なお、番号４については、農地中間管理機構関連整備事業により、えひめ中央農業協同組合が農地を借り受けていましたが、圃場整備が行われ、農地所有適格法人が新たな借り受け人となるため、権利の移転を行うものです。なお、備考欄には、換地による変更予定の仮地番と面積を記載しています。 以上、今回、農業の担い手に権利設定することについて意見を求められた案件は、４件で、設定する農地は 17 筆、総面積は、14,785 平米でございます。権利の開始は、令和３年４月１日の予定です。 以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	議案第７号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第８号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題と

	いたします。事務局から説明をお願いします。
片山　剛主査	それでは、御説明します。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の６第１項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。 なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号１の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、相続した日から農業経営を開始し、引き続き農業経営を行う旨の誓約書も提出されており、納税猶予を受ける適格性につきましては、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。なお、一部農業用倉庫部分は、適用除外となります。 以上でございます。
寺井克之会長	議案第８号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第９号、「農地法第３条の３の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
船草康司主査	それでは、御報告いたします。

	令和２年 12 月 26 日～令和３年１月 25 日までに専決処理した案件は 20 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。これら 20 件つきましては、いずれも適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺井克之会長	議案第９号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 10 号、「耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の『農地』に該当するか否かの判断について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
片山　剛主査	議案を御説明する前に議案書の記載に誤りがございましたので、お手数をお掛けしますが、修正をお願いします。30 ページの上の部分で、「議案第 11 号」と記載している部分ですが、「議案第 10 号」に修正していただきますようよろしくお願い申し上げます。修正箇所は、以上でございます。 それでは、御説明いたします。本日御審議いただく案件は、１件ございます。 番号１は、東中島地区となっていますので、私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。 番号１は、令和３年１月８日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。対象地は、すべて農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地であり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。お手元に現地の状況を取りまとめた資料を

	お配りしていますので、御覧ください。番号１は、令和３年１月 27 日に所在地である東中島地区の山口委員と高橋推進委員、脇田推進委員に事務局職員も同行して現地確認を実施しました。１ページと２ページは、対象地周辺を上空から撮影した航空写真です。３ページ～８ページは、公図の写しです。９ページ～17 ページは、令和３年１月 27 日に現地調査した際に対象地を撮影した写真です。 説明は以上です。 御審議いただきますよう、よろしくお願いします。
寺井克之会長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、地元委員からの補足説明をお願いいたします。番号１は、所在地が東中島地区でありますので山口委員から説明をお願いします。
山口晃嗣委員	それでは、御説明いたします。令和３年１月 27 日に、私と高橋推進委員、脇田推進委員、事務局職員で現地調査を行いました。申請地は、東中島地区の中島大浦です。今回判断の申し出があった土地は、中島大浦 2803 番１ほか８筆です。 まず、中島大浦 2894 番２及び 3238 番は、隣接する農地が耕作していることから、この２筆については、農地性があると地元では判断しました。次に、2803 番１及び 2804 番２は、豪雨災害により、土砂が流入しており、復元も困難な状態となっています。3217 番１及び 3223 番２は、現状が農業用施設用地であり、耕作が不可能な状態となっています。3343 番１及び 3343 番２は、雑木が繁茂し、山林化しています。3355 番３についても度重なる台風や豪雨等の被害を受けて園地へ入ることも困難で、何年も耕作されておらず、雑木が繁茂し、山林化しています。以上の７筆については、農地に復元することが極めて困難であると考えられることから、農地性は無いと地元では判断しました。御審議のほどよろしくお願いします。
寺井克之会長	地元委員からの説明が終わりました。 番号１は、山口委員からの説明のとおり、中島大浦 2894 番２と 3238 番が「農地」、中島大浦 2803 番１、ほか６筆は、「非農地」という判断で御異議等ございませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。 以上で、本日の提出議案10件の審議は、全て終了いたしました。次に事務局から連絡事項等があれば、お願いします。
片山　剛主査	事務局から連絡事項がございます。 １点目は、松山市農業施策に関する意見提出に伴う調査票についてです。昨年12月の総会でお配りした松山市農業施策に関する意見提出に伴う調査の調査票をお持ちの委員の皆様は、総会終了後に事務局職員までお渡しください。 ２点目は、黄色の冊子の昨年（2020年）の農業委員会活動記録セットを本日御持参いただいている委員の皆様は、お帰りの際に事務局職員までお渡しください。 最後に次回の総会の日程についてです。来月の第206回総会は、3月10日水曜日の午前10時30分からこちらの会議室で開催する予定です。よろしくお願いいたします。連絡事項は、以上です。
寺井克之会長	以上を持ちまして、本日の第205回総会を閉会します。
渡部純三次長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。 午前11時01分閉会